

太田地域退院調整ルールのQ & A

平成29年 3月27日 太田市第1版

問1. 太田市外の住民の方が、太田市内の病院に入院された場合、太田地域のルールに従って、退院調整することは可能ですか？

(答) 入院先の医療機関とご相談の上、太田地域の退院調整ルールに従った対応をお願いいたします。

参考にルールの対応表を下記に明記いたしますので、ご確認ください。

	住民 (利用者)	病院	ケアマネ	ルール適用
パターン1	太田	太田	太田	太田ルール
パターン2	太田	太田	市外	太田ルール
パターン3	太田	市外	太田	市外ルール(※1)
パターン4	太田	市外	市外	市外ルール(※1)
パターン5	市外	太田	太田	太田ルール(※2)
パターン7	市外	太田	市外	太田ルール(※2)
パターン6	市外	市外	太田	市外ルール(※1)
パターン8	市外	市外	市外	市外ルール

(※1) 原則、病院所在地の退院調整ルールを活用していただきますようお願いいたします。

なお、ルール未整備の場合は、太田地域の退院調整ルールをご活用ください。

(※2) 病院とケアマネジャー間でご相談の上、太田地域の退院調整ルールに従った対応をお願いいたします。

問2 現在、別の情報提供シートを使用しているが、退院調整ルールに従った様式を使わないと加算が取得できませんか？

(答) 太田地域では、太田地域在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、医師会、病院の入退院調整担当者、ケアマネジャーが参画し、入退院の際に、円滑な医療や介護のサービス導入が行われるよう、コンセンサスを得たルールを作成いたしました。つきましては、趣旨をご理解の上、ルールで定められた様式の利用にご協力をお願いいたします。なお、加算取得の要件は、診療報酬や介護保険の基準に適合していれば取得可能となっておりますので、申し添えます。

問3 検査入院の場合でも、入院時情報提供シートを作成する必要がありますか？

(答) 入退院を繰り返す方や入院前と症状等の変化がないと判断される場合は、必要に応じて提供することとなっておりますので、病院担当者と調整の上、作成する必要があるかどうか判断してください。